様式第10号（第３面）

記載要領

1　※印欄には、記載しないで下さい。

2　許可証の再交付を申請するときの記載方法

⑴　表題「港湾労働者派遣事業変更届出書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第２面下方の２から５までの全文並びに「届出者」の文字を抹消して下さい。

⑵　７欄及び９欄には記載しないで下さい。

3　港湾労働者派遣事業において、７欄の②、③、④、⑧又は⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

⑴　表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第２面下方１及び３の全文並びに「申請者」の文字を抹消して下さい。また、７欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第２面下方の４の全文を、７欄の⑨の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第２面下方の５の全文を抹消して下さい。

⑵　７欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。

⑶　８欄には記載しないで下さい。

⑷　７欄の④又は⑨に係る変更の届出をしようとする場合には、９欄には記載しないで下さい。

4　港湾労働者派遣事業において、７欄の①、⑤、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法

⑴　表題「許可証再交付申請書」及び「港湾労働者派遣事業変更届出書」並びに第２面下方１、４及び５の全文を抹消して下さい。

⑵　７欄には、変更に係る事項のみを記載して下さい。

⑶　９欄には記載しないで下さい。

⑷　７欄の⑤又は⑥の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないで下さい。

5　８欄には、役員（役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び港湾労働法第23条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て〇で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。また、該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付して下さい。

6　10欄には、当該事業所の事業主が他に港湾労働者派遣事業を行つている事業所について記載して下さい。

7　港湾労働法施行規則第18条第３項の規定により添付書類を省略する場合は、備考欄にその旨並びに変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称及び許可番号並びに当該事業所の派遣元責任者として選任された年月日を記載して下さい。

8　第２面下方の申請者／届出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載して下さい。

9　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。

（日本産業規格Ａ列４）